

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

【告示】

- 優良図書 の 推奨
- 有害図書 の 指定
- 岡山県環境影響評価等に関する条例の規定の適用に係る協議
- 特定施設の設置許可申請
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 保安林の指定予定
- 保安林の解除予定
- 保安林の指定の解除
- 保安林の指定実施要件の変更予定

障害福祉課

男女共同参画青少年課

環境企画課

環境管理課

障害福祉課

治山課

目次

担当課（室）

道路の区域変更

土砂災害警戒区域の指定の解除

土砂災害警戒区域等の指定

都市計画下水道の事業計画の変更認可

【公告】

特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

種畜証明書の有効期間の延長

土地改良区役員の就任届

基本測量の実施

道路整備課

防災砂防課

都市計画課

県民生活交通課

畜産課

耕地課

監理課

<p>○ 開発許可を受けた開発行為に関する工 の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事 の完了</p>	<p>目次</p>
<p>”</p>	<p>担当課（室） 建築指導課</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県規則第十七号

岡山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第六号中

「(理 由)」

」を

「(理由)」

(教示)

」を

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

を。

様式第十一号中

「(理 由)」

」を

「(理由)」

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれについても行うことができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

である。

様式第十二号中

「
」
」

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又

である。

す。ただし、この処分があつた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第十二号中「届出」や「届け出て」

」

「
」
を

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれに行うことができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

各々。

懲罰録二十四号中

「 (理 由) 」
「 (理由) 」

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、岡山県知事に対して審査請求をし、若しくは同日から起算して6月以内に、岡山県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起し、又はこれらのいずれに行うことができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

各々。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

◎岡山県規則第十八号

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県福祉のまちづくり条例施行規則（平成十二年岡山県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改める。

別表第一の一の部(一)の項2中ルをワとし、ホからヌまでをトからヲまでとし、ニをホとし、同ホの次に次のように加える。

へ 老人福祉法第五条の二第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設

別表第一の一の部(一)の項2ハの次に次のように加える。

ニ 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター

別表第一の一の部(二)の項2ヲの次に次のように加える。

ワ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センター

別表第一の一の部(三)の項4中「その他」を「コンビニエンスストアその他の」に改

め、同項6中ウをキとし、ムの次に次のように加える。

ウ 簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第七条第一項に規定する簡易郵便局

別表第二の一の一部(一)の項ロ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「する」を「し、かつ、その前後に高低差がない」に改め、同項ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同ハに次のただし書を加える。

ただし、(二)の項ホに定める構造の傾斜路又は(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

別表第二の一の一部(二)の項を次のように改める。

(二) 敷地内の通路	<p>多数の者が利用する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ロ 段を設ける場合においては、当該段は、(四)の項に定める構造に準じたものとすること。</p> <p>ハ 表面には、排水溝を設けないこと。ただし、排水溝を設けない構造とすることが著しく困難であり、かつ、車椅子使用者、つえを使用する者等の通行に支障のない蓋を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>ニ 直接地上へ通ずる(一)の項に定める構造の出入口から当該施設の敷地に接する道若しくは空地（建築基準法（昭和二十五</p>	建築物
------------	---	-----

年法律第二百一号)第四十三条第二項第二号に規定する空地に限る。) (以下この表において「道等」という。) 又は車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設 (以下この表において「車椅子使用者用駐車施設」という。) に至る一以上の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる(一)の項に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の通路については、この限りでない。

- (1) 幅員は、百二十センチメートル以上とすること。
- (2) 区間五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。
- (3) 戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (4) 高低差がある場合においては、ホに定める構造の傾斜路又は(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。

ホ 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、内法を百二十センチメートル

	<p>(段を併設する場合にあっては、九十センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 勾配は、十二分の一(高低差が十六センチメートル以下の場合)、八分の一以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が七十五センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える場合においては、高低差七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(4) 高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分又は高低差が十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。</p>	
--	---	--

別表第二の一の一部(三)の項3ロ中「車いす」を「車椅子」に、「構造の部分」を「場所に改め、同3ハ中「(二)の項5」を「(二)の項ホ」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機」に改め、同3ニ中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機」に改め、同項4中「(二)の項5」を「(二)の項ホ」に改め、同部(四)の項ニを次のように改める。

ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

別表第二の一の部(五)の項1中「区分」を「区別」に改め、同項2中「がある」を「壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)(その他これらに類する小便器のある)」に改め、同2の次に次のように加える。

3 多数の者が利用する便所を設ける場合において、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所がある便所を一以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上)設けること。

別表第二の一の部(六)の項中「(六) 車いす使用者用便房」を「(六) 車椅子使用者用便房」に、「を一以上」を「(以下この表において「車椅子使用者用便所」という。)を一以上に」、「区分」を「区別」に改め、同項イ中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同項ロ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項ハ中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「する」を「し、かつ、その前後に高低差がない」に改め、同項ホ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「けこみ」を「蹴込み」に改め、同項ト中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「角度」を「高さ」に改め、同項チ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同部七の項中「車いす使用者用駐車施設を」を「車椅子使用者用駐車施設を」に、「場

合は」を「場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は」に改め、同項イ中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項ハ中「車いす使用者用」を「車椅子使用者用」に改め、同部(八)の項1中「構造とすること。」の下に「ただし、主として自動車の駐車用に供する施設に設けるものである場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。」を加え、同1イ中「周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材」を「線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの」に改め、同1ロ中「周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材」を「点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの」に改め、同ロに次のただし書を加える。

ただし、傾斜路の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分が勾配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は傾斜路がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

別表第二の一の部(八)の項1ニに次のただし書を加える。

ただし、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

別表第二の一の部(八)の項2に次のただし書を加える。

ただし、主として自動車の駐車用に供する施設に設けるものである場合又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できるものである場合は、この限りでない。

別表第二の一の部(九)の項1中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項2イ中「かごの床面積は、一・八三平方メートル」を「籠の幅は、内法を百四十センチメートル」に改め、同2ロ中「かご」を「籠」に改め、同2ハ中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同2ニ及びホ中「かご内」を「籠内」に改め、同2ヘ中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かごの」を「籠の」に改め、同2ト中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」

に、「かご及び」を「籠及び」に改め、同2チ中「かご」を「籠」に改め、同2リ中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同2ヌ中「かご内」を「籠内」に、「点字」を「点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するもの」に改め、同2ル中「の幅」を「は、高低差がないものとし、その幅」に改め、同2ヲ中「かごの」を「籠の」に、「かご内に、かご」を「籠内に、籠」に改め、同ヲを同2ワとし、同2ルの次に次のように加える。

ヲ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方

向を表示する装置を設けること。

別表第二の一の部(九)の項中「。ただし、第一種医療施設、第一種保健福祉施設、第一種官公庁施設、文化教養施設、公益施設以外の建築物にあつては、用途面積が二千平方メートル以上のものとする。」を削り、同部(四)の項を削り、同部(三)の項口及びハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項を同部(四)の項とし、同部(三)の項イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項を同部(三)の項とし、同部(三)の項1中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「けこみ」を「蹴込み」に改め、同項を同部(三)の項とし、同部(十)の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「けこみ」を「蹴込み」に改め、同項を同部(十)の項とし、同部(九)の項の次に次の一項を加える。

<p>(十) 特殊構造 昇降機</p>	<p>特殊構造昇降機（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第十八条第二項第六号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機をいう。）を設置する場合には、同号の車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。</p>	<p>建築物（第二種保健福祉施設のうち教育施設を除く。）</p>
-------------------------	--	----------------------------------

別表第二の一の部(五)の項中「。ただし、当該数が八を超える場合は、八とする」を削

り、同項口中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同口に次のただし書を加える。

ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

別表第二の一の部^(三)の項ハ中「^(七)の項」を「^(六)の項」に改め、同ハに次のただし書を加える。

ただし、当該客室が設けられている建築物に^(六)の項に定める構造の浴室が一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）設けられている場合は、この限りでない。

別表第二の一の部^(三)の項ニ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項中「^(百)室」を「^(五十)室」に改め、同項を同部^(三)の項とし、同部^(三)の項中「^(五) 乳幼児いすを^(三) 乳幼児椅子」に、「乳幼児いすその他」を「乳幼児椅子その他」に、「区分」を「^(三)別」に改め、同項を同部^(三)の項とし、同部中^(三)の項を^(三)の項とし、同部^(六)の項中「いす」を「椅子」に改め、同項を同部^(三)の項とし、同部^(六)の項口中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「する」を「し、かつ、その前後に高低差がない」に改め、同項を同部^(六)の項とし、同部^(七)の項口中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「する」を「し、かつ、その前後に高低差がない」に改め、同項ニに次のただし書を加える。

ただし、常時勤務する者により介助を受けて当該浴室を利用することができる場合は、この限りでない。

別表第二の一の部中^(七)の項を^(六)の項とし、同部^(六)の項中「設けること」を「設けると。ただし、ロ及びビニについては、車椅子使用者用便所が設置されている建築物に多数の者が利用する洗面所を設ける場合は、この限りでない」に改め、同項口中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「けこみ」を「蹴込み」に改め、同項ニ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「角度」を「高さ」に改め、同項を同部^(七)の項とし、同部^(五)の項1中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用区画」を「車椅子使用者用区画」に改め、同項2中「車いす使用者用区画」を「車椅子使用者用区画」に改め、同項3中「^(二)の項5」を「^(二)の項ホ」に、「車いす使用者用特殊構造昇降機」

を「(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機」に改め、同項を同部(六)の項とし、同項の前に次の一項を加える。

(五) 案内設備	建築物
<p>1 用途面積が二千平方メートル以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に定める構造の館内案内板その他の案内設備を一つ以上設けること。ただし、案内所を設ける場合又は当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>イ 文字又は記号は、大きくかつ太くすること、地板との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとする。</p> <p>ロ 車椅子利用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。</p> <p>2 用途面積が二千平方メートル以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものにより視覚障害者に示すための案内設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>3 用途面積が二千平方メートル未満の建築物又はその敷地に案内設備を設ける場合は、1及び2に定める構造に準じたものとする。</p>	

別表第二の二の部(一)の項口及びハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同部(二)の項3中「柵」を「柵」に改め、同項4中「いす」を「椅子」に改め、同部(三)の項3ロ及びハ中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「一の部(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機」に改め、同項4ロ中「勾配」を「勾配」に改め、同4ハ中「超える」を「超え、かつ、勾配が二十分の一を超え」に改め、同4ニ中「手すり」を「高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分又は高低差が十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すり」に改め、同4ヘ中「の色と明度の差の大きい色とする」を「との色の明度、色相又は彩度の差が大きい」に改め、「等」を削り、「識別しやすい」を「容易に識別できる」に改め、同部(四)の項ニを次のように改める。

ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

別表第二の二の部(五)の項中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「一の部(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機」に改め、同項イ中「かごの床面積は、一・八三平方メートル」を「籠の幅は、内法を百四十センチメートル」に改め、同項ロ中「かご」を「籠」に改め、同項ハ中「かご」を「籠」に、「車いす」を「車椅子」に改め、同項ニ及びホ中「かご内」を「籠内」に改め、同項ヘ中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かごの」を「籠の」に改め、同項ト中「かご内」を「籠内」に、「かごが」を「籠が」に、「かご及び」を「籠及び」に改め、同項チ中「かご」を「籠」に改め、同項リ中「かご内」を「籠内」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項又中「かご内」を「籠内」に、「点字」を「点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するもの」に改め、同項ル中「の幅」を

「は、高低差がないものとし、その幅」に改め、同項ヲ中「かごの」を「籠の」に、「かご内に、かご」を「籠内に、籠」に改め、同ヲを同項ワとし、同項ルの次に次のように加える。

ヲ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。

別表第二の二の部(六)の項1中「区分」を「区別」に改め、同項2中「がある」を「壁掛式の小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)」その他これらに類する小便器のある」に改め、同表三の部(一)の項3中「車いす」を「車椅子」に、「溝ぶた」を「溝蓋」に改め、同項4中「横断勾配」を「横断勾配」に改め、同項5イ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同5ロ中「すりつけ勾配」を「すりつけ勾配」に改め、同項7中「いす」を「椅子」に改め、同部(二)の項4を次のように改める。

4 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

別表第二の四の部(一)の項中「の特定公園施設」を「に規定する特定公園施設」に、「の都市公園」を「に規定する都市公園」に改め、同項1ニ中「車いす使用者」を「ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者」に改め、同1中ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を

併設すること。

別表第二の四の部(一)の項2ロ及びハ並びに同部(二)の項1ホ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項2へ(3)中「超える」を「超え、かつ、縦断勾配が五パーセントを超える」に改め、同へ(4)中「手すり」を「高低差が十六センチメートルを超え、かつ、縦断勾配が五パーセントを超える傾斜がある部分には、手すり」に改め、同部(三)の項中「車いす使用者用駐車施設を」を「車椅子使用者用駐車施設を」に改め、同項イ中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項ハ中「車いす使用者用」を「車椅子使用者用」に改め、同表五の部(一)の項ハ中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同ハに次のただし書を加える。

ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

別表第二の五の部(二)の項中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項ハただし書中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「ふた」を「蓋」に改め、同項ホ中「車いす使用者用特殊構造昇降機」を「一の部(十)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機」に改め、同項へ(2)中「勾配」を「勾配」に改め、同へ(3)中「超える」を「超え、かつ、勾配が二十分の一を超える」に改め、同へ(4)中「手すり」を「高低差が十六センチメートル以下で、かつ、勾配が十二分の一を超える傾斜がある部分又は高低差が十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すり」に改め、同へ(6)中「の色と明度の差の大きい色とすること等」を「との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと」に、「識別しやすい」を「容易に識別できる」に改め、同部(三)の項中「車いす使用者用駐車施設を」を「車椅子使用者用駐車施設を」に改め、同項イ中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、同項ハ中「車いす使用者用」を「車椅子使用者用」に改める。

別表第三の一の部別表第一の一の部(一)の項に掲げるもの項中「(三)の項」を「(三)の項」に、「項目」を「項目(同部(五)の項3を除く。)」に改め、同部別表第一の一の部(二)の項に掲げるもの項中「(十)の項から(六)の項までに掲げる項目」を「(十)の項から(六)の項までに掲げる項目(同部(五)の項3を除く。)」に改め、同部別表第一の一の部(三)の項に掲げるもの項中「掲げるもの」を「掲げるもの(コンビニエンスストアを除く。)」に、「(十)の項から(六)の項」を「(十)の項から(六)の項」に、「(三)の項に掲げる項目」を「(三)の項に掲

げる項目（同部(五)の項3を除く。）に改め、同項の次に次の一項を加える。

別表第一の一の部(三)の項に掲げるコンビニエンスストア		別表第二の一の部(一)の項から(八)の項までに掲げる項目（同部(五)の項3を除く。）
-----------------------------	--	--

別表第三の一の部別表第一の一の部(六)の項に掲げるもの項中「(十)の項」を「(十一)の項」に、「(十二)の項」を「(十三)の項」に改める。

別表第四別表第一の一の部(一)の項に掲げるもの項中「(三)の項」を「(四)の項」に改め、同表別表第一の一の部(二)の項に掲げるもの項中「(六)の項」を「(七)の項」に、「(三)の項及び(三)の項」を「(三)の項及び(三)の項」に改め、同表別表第一の一の部(三)の項に掲げるもの項中「(三)の項」を「(三)の項」に改め、同表別表第一の一の部(四)の項に掲げるもの項中「(六)の項」を「(六)の項」に、「(六)の項及び(九)の項に掲げる項目」を「同部(六)の項、(九)の項及び(十)の項に掲げる項目並びに同部(五)の項3」に改め、同表別表第一の一の部(五)の項に掲げるもの項中「(六)の項」を「(六)の項」を「(六)の項」に、「(五)の項及び(五)の項及び(五)の項」に改め、同表別表第一の一の部(六)の項に掲げるもの項中「(十)の項」を「(十一)の項」に改め、同表別表第一の一の部(七)の項に掲げるもの項中「(六)の項」を「(六)の項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年十月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十七号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第七条の規定により、青少年の健全な育成のため特に有益であると認められる図書を次のとおり推奨する。
平成三十一年三月二十九日

番号	図 書 名	著 者	写 真	発 行 所	対 象
1	おどろいた りす	イーラ	イーガレット・ライズ・ブラウン	岡山県知事 伊原木 隆 太 文 遊 社	幼 児
2	ねずみのペラリッソ	野 坂 悦 子	イングリット&ダイアター・シューベルト	文化出版局	幼 児
3	だれの手がた・足がた？手足でわかる動物のひみつ	小 宮 輝 之	監修・手がた／足がた図版	借 成 社	小学生（低）
4	やぎこ先生 いちねんせい	有 沢 重 雄	構成・文	福 音 館 書 店	” （低）
5	ハニーのためにできること	大 島 妙 子	絵	董 心 社	” （中）
6	野生のロボット	楠 成 真 理 子	絵	福 音 館 書 店	” （高）
7	その魔球に、まだ名はない	ピーター・ブラウン	作・絵	あすなる書房	” （高）
		前 沢 明 枝	訳		
		エレン・クレイジス	著		
		橋 本 恵	訳		

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第四百十八号

岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）第十条第一項の規定により、青少年の健全な育成を害するおそれがある図書を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

番号	種別	名称	発行者等
1	月刊誌	実話ナックルズ 4月号	大洋図書
2	”	封印お宝スキャンダル 2019年 4月号 vol. 008	マインユェイ出版
3	”	恋愛白書パステル 4月号	宙出版
4	”	恋愛宣言PINNKY vol. 53	秋水社
5	”	miniBerry vol. 43	秋水社

◎岡山県告示第四百十九号

岡山県環境影響評価等に関する条例（平成十一年岡山県条例第七号。以下「条例」という。）第三十二条の規定により、条例第二条第二号に規定する対象事業（以下「対象事業」という。）についての条例の規定の適用に関し、岡山市長と協議して定めた事項は、次のとおりである。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 岡山市の区域内で実施される対象事業（平成三十一年四月一日前に条例第十三条第一項の規定により環境影響評価準備書及び当該準備書の内容を要約した書類が知事に送付されたものを除く。以下同じ。）については、条例の規定は適用しない。
- 二 対象事業を実施する区域の一部に岡山市の区域が含まれる場合における条例の規定の適用については、知事と岡山市長が別途協議して定める。
- 三 この協議において定めた事項は、平成三十一年四月一日から効力を生ずる。

◎岡山県告示第百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 ユーサン精密株式会社

住 所 加賀郡吉備中央町下加茂1825

氏 名 代表取締役社長 中西 正浩

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 ユーサン精密株式会社第一工場

所在地 加賀郡吉備中央町下加茂1825

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-21-2)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-22-9)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-22-2)		同左	
能	力	120串/時		1.3t/時		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		-		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後直ちに		同左		-		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		同左		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	14	16	20	21.8	21	23	20	21.8
	p H	9	10	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	10	30						
	C O D (mg/L)	20	60						
	S S (mg/L)	80	150						
	油 分 (mg/L)	10	30						
	T-N (mg/L)	30	40	10	25				
	T-P (mg/L)	30	50	0.1	0.1				
	Z n (mg/L)	4	12	-	-				
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	25	33	8	11				
	ふっ素 (mg/L)	0.12	0.14	-	-				
	M n (mg/L)	0.01	0.01	-	-				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-22-3, 4)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-22-5, 7)		同左	
能	力	2.3 t/時		同左		同左		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	42	43.5	32	33	42	43.5	36	37
	p H	9	10	同左		同左		同左	
	B O D (mg/L)	10	30						
	C O D (mg/L)	20	60						
	S S (mg/L)	80	150						
	油 分 (mg/L)	10	30						
	T - N (mg/L)	30	40						
	T - P (mg/L)	30	50						
	Z n (mg/L)	4	12						
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	25	33						
	ふっ素 (mg/L)	-	-						
	M n (mg/L)	-	-						

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

区	分	変更前		変更後		変更前		変更後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (L-22-6, 8)		同左		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (バレル洗浄装置)		同左	
能	力	1.3 t/時		同左		2本/時		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		-		同左		同左		同左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		-		許可後直ちに		-		許可後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	21	23	20	21.8	26.5	27.8	27.5	28.4
	p H	9	10	同左		13	13	同左	
	B O D (mg/L)	10	30			10	30		
	C O D (mg/L)	20	60			20	60		
	S S (mg/L)	80	150			80	150		
	油 分 (mg/L)	10	30			2	5		
	T - N (mg/L)	10	25			5	25		
	T - P (mg/L)	0.1	0.1			0.1	0.1		
	Z n (mg/L)	-	-			-	-		
	アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-			-	-		
	ふっ素 (mg/L)	-	-			-	-		
	M n (mg/L)	-	-	-	-				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	工程排水処理施設A				同左				
種 類 及 び 型 式	中川化学社製連続式排水処理装置				同左				
構 造	鋼板製（一部コンクリート製）				同左				
主 要 寸 法	2,650 c m × 550 c m × 530 c m				同左				
能 力	8 m ³ /時				同左				
処 理 の 方 法	中和，凝集沈殿，ろ過吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	－				同左				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	－				同左				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	－				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要 当該汚水等の処理施設による汚染物質並びに当該汚水の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常値及び最大値	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	180.2	191.3	180.2	191.3	180.2	191.9	180.2	191.9
	p H	9	10	6～8	5.8～8.6	同左			
	B O D (mg/L)	10	30	5	10	10.2	29.3	5	10
	C O D (mg/L)	20	60	10	30	20.4	58.5	10	30
	S S (mg/L)	80	150	20	40	81.5	146.3	20	40
	油 分 (mg/L)	10	30	2	3	9.3	26.8	2	3
	T-N (mg/L)	22.3	33.8	22.3	33.8	21.7	33.4	21.7	33.4
	T-P (mg/L)	20	40	1	2	18.2	28.7	1	2
	Z n (mg/L)	10	30	2	2	2.4	6.9	2	2
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	16	21	16	21	15.1	19.6	15.1	19.6
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
	M n (mg/L)	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		工程排水処理施設C				同左			
種 類 及 び 型 式		中川化学社製連続式排水処理装置				同左			
構 造		鋼板製（一部コンクリート製）				同左			
主 要 寸 法		1,590 c m × 500 c m × 395 c m				同左			
能 力		4 m ³ /時				同左			
処 理 の 方 法		中和，凝集沈殿，ろ過吸着				同左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日		－				同左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日		－				同左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日		－				許可後直ちに			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時間における当該施設及びその前処理の状況及びその最大値並びに通常値の概要	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	90.1	95.7	90.1	95.7	90.1	95.9	90.1	95.9
	p H	9	10	6~8	5.8~8.6	同左			
	B O D (mg/L)	10	30	5	10	10.2	29.3	5	10
	C O D (mg/L)	20	60	10	30	20.4	58.5	10	30
	S S (mg/L)	80	150	20	40	81.5	146.3	20	40
	油 分 (mg/L)	10	30	2	3	9.3	26.8	2	3
	T-N (mg/L)	22.3	33.8	22.3	33.8	21.7	33.4	21.7	33.4
	T-P (mg/L)	20	40	1	2	18.2	28.7	1	2
	Z n (mg/L)	10	30	2	2	2.4	6.9	2	2
	アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	16	21	16	21	15.1	19.6	15.1	19.6
	ふっ素 (mg/L)	-	-	-	-	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
	M n (mg/L)	-	-	-	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	No. 2 (工程排水処理施設 A, C)			
区分	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	270.3	287.0	270.3	287.8
pH	6~8	5.8~8.6	同左	
BOD (mg/L)	5	10		
COD (mg/L)	10	30		
SS (mg/L)	20	40		
油分 (mg/L)	2	3		
T-N (mg/L)	22.3	33.8	21.7	33.4
T-P (mg/L)	1	2	同左	
Zn (mg/L)	2	2		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	16	21	15.1	19.6
ふっ素 (mg/L)	-	-	<0.08	<0.08
Mn (mg/L)	-	-	<0.01	<0.01

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年3月29日から同年4月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び吉備中央町役場

◎岡山県告示第百五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社

住所 井原市木之子町150番地

氏名 代表取締役社長 谷 英昭

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 フェニテックセミコンダクター株式会社第一工場

所在地 井原市木之子町6833番地

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設	
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する廃ガス洗浄施設（W）		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（167）		65 酸又はアルカリによる表面処理施設（168）	
能	力	循環ポンプ出力 1.5kW		シリコンウエハー 50枚/回		シリコンウエハー 670枚/日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		平成31年5月10日		平成31年6月14日		平成31年8月1日	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		平成31年5月17日		平成31年6月21日		平成31年8月8日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		平成31年5月17日		平成31年7月10日		平成31年8月8日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	0.1	0.2	0.1	0.3	0.4	0.8
	p H	4	4	同左		同左	
	B O D (mg/L)	5	10				
	C O D (mg/L)	5	10				
	S S (mg/L)	1	2				
	T - N (mg/L)	-	-	210	250		
	T - P (mg/L)	-	-	16	20		
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	-	-		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	210	250	同左	

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。
 2 特定施設から排出される汚水等は、公共下水道に排除される。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	フッ酸処理施設				同左				
種 類 及 び 型 式	攪拌式				同左				
構 造	鉄製ゴムライニング×2基				同左				
主 要 寸 法	φ2,600mm×H3,050mm + φ3,000mm×H3,050mm				同左				
能 力	1次処理 12m ³ /4時間 + 15m ³ /4時間 2次処理 10m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿, 吸着				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				平成31年5月10日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				平成31年5月17日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	断続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	119.4	149.9	119.4	149.9	119.9	150.9	119.9	150.9
	p H	4	4	5.8~8.6	5.8~8.6	同左			
	BOD (mg/L)	5	10	5	10				
	COD (mg/L)	5	10	5	10				
	S S (mg/L)	1.0	3.0	<1.0	<1.0				
	油 分 (mg/L)	-	-	-	-				
	T-N (mg/L)	210	250	210	250				
	T-P (mg/L)	16	20	0.1	0.6				
	ふっ素 (mg/L)	1,540	1,540	6.4	7.8				
アンモニア, アンモニウム化合物, 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	210	250	210	250					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	中和処理施設ラインミキサー				同左				
種 類 及 び 型 式	ラインミキサー				同左				
構 造	硬質塩ビ配管経路				同左				
主 要 寸 法	φ 65mm × 320mm (攪拌部分)				同左				
能 力	30m ³ /時間				同左				
処 理 の 方 法	自動pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				平成31年6月14日				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				平成31年6月21日				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	509.1	572.8	509.1	572.8	509.7	574.1	509.7	574.1
	p H	3~5	3~5	6~8	6~8	同左			
	B O D (mg/L)	30	60	30	60				
	C O D (mg/L)	30	60	30	60				
	S S (mg/L)	1	3	1	3				
	油 分 (mg/L)	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0				
	T-N (mg/L)	130	230	130	230				
	T-P (mg/L)	2	5	2	5				
	ふっ素 (mg/L)	4.5	7.8	4.5	7.8				
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	105	185	105	185					

備考 汚水等の処理施設で処理された汚水等は、公共下水道に排除される。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

(5) 排水口に関する事項
変更なし

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成31年3月29日から同年4月19日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第百五十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成三十一年三月十二日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

沖本二郎 呼吸器

医療法人さとう記念病院

勝田郡勝央町黒土四五

戸田耕太郎 ぼうこう・直腸、小腸

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

前川清明 心臓

医療法人梁会高梁中央病院

高梁市南町五三

篠浦先 ぼうこう・直腸

一般財団法人津山慈風会津山中央病院

津山市川崎一七五六

横山昌平 肢体不自由、ぼうこう・直腸

あさのクリニック

総社市中央二丁目三一五

二 指定を辞退した医師

指定医師名 診療科目

医療機関の名称

所在地

井谷智 肢体不自由

笠岡市立市民病院

笠岡市笠岡五六二八一

◎岡山県告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

井原市芳井町梶江字淀七九四の一、七九四の二、七九六の一から七九六の三まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

津山市大岩字カクイズリ三七七、字西山田三七八の一、三七八の三、字大月道下四七五の一、字大月平九七四、字ヒジリ谷九七五、九七九から九八一まで、字長ズエ九八二、九八四、九八六、九九〇から九九七まで、字ヒシリ屋敷九八七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

高梁市備中町平川字前川五九〇三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

◎岡山県告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 解除に係る保安林の所在場所
玉野市北方畑一〇六八の七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

◎岡山県告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
津山市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

津山市阿波字タタラ谷二七九六の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
真庭郡新庄村字滝谷一六七一の一、一六七一の二

二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

真庭郡新庄村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新庄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、平成三十一年四月一日から施行する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長屋賀陽線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番七 地先から	新	八・八〇 三七・八	八一・五
高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番七 地先から	旧	八・八〇 三七・八	八一・五
高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九 地先まで	新	八・五〇 一四・〇	一一二・〇
高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九 地先まで	旧	八・五〇 一四・〇	一一二・〇

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 白尾塩生線
 三 道路の区域

高梁市中井町津々字ワヤ谷一六九四番九地先まで

区	域	別	新旧	幅員	延長
倉敷市児島上の町字長谷三二六九番一地先から	倉敷市児島上の町字長谷三二六九番一地先から	旧	新	(メートル) 一〇・〇〇	一五九・五
倉敷市児島上の町字長谷二二〇七番八地先まで	倉敷市児島上の町字長谷二二〇七番八地先まで			(メートル) 四七・〇	
倉敷市児島上の町字長谷三二六九番一地先から	倉敷市児島上の町字長谷三二六九番一地先から			(メートル) 八・六〇	
倉敷市児島上の町字長谷二二〇七番八地先まで	倉敷市児島上の町字長谷二二〇七番八地先まで			(メートル) 四一・五	
				(メートル) 	
				(メートル) 	

一 道路の種類 県道
 二 路線名 吉備津松島線
 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
倉敷市日畑字岩倉二四六番三地先から	倉敷市日畑字岩倉二四六番三地先から			(メートル) 三・六〇	
				(メートル) 	
				(メートル) 	

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

一 道路の種類 県道
 二 路線名 倉敷総社線
 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市平田字中田追越八一番四地先から 倉敷市浅原字入道山一四四番三地先まで	倉敷市浜ノ茶屋字辻ノ東二三七番一地先から 倉敷市浅原字入道山一四四番三地先まで	新	一〇・九〇 四四・五	九六五・〇
倉敷市平田字中田追越八一番四地先から 倉敷市浅原字入道山一四四番三地先まで	倉敷市平田字中田追越八一番四地先から 倉敷市浅原字入道山一四四番三地先まで	旧	一〇・九〇 四四・五	九六五・〇

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
倉敷市西尾字前田三七八番八地先まで	倉敷市日畑字岩倉二四六番三地先から 倉敷市日畑字一ノ樋二一六番一地先を経て 倉敷市上東字上亀川三六番一地先まで	新	八・二	二五四・〇
倉敷市日畑字岩倉二四六番三地先から 倉敷市日畑字一ノ樋二一六番一地先を経て 倉敷市上東字上亀川三六番一地先まで	倉敷市日畑字岩倉二四六番三地先から 倉敷市日畑字一ノ樋二一六番一地先を経て 倉敷市上東字上亀川三六番一地先まで	旧	五・〇〇 二二・〇	二三七・五
倉敷市日畑字岩倉二四六番三地先から 倉敷市西尾字前田三七八番八地先まで	倉敷市日畑字岩倉二四六番三地先から 倉敷市西尾字前田三七八番八地先まで	旧	三・六〇 八・二	二五四・〇

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇一K栗井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大内田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大内田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K掛畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K川入〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K川入〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K河原〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉備津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉備津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K吉備津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K苔山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K庄田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島福居二丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K津島本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K津島本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K富吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西山内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西山内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西山内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西山内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東山内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K間倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K間倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K間倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津伊田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K御津中畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津平岡西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢知〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢知〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K網浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K奥市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御成町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御成町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K沢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K沢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K 沢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 東山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 福泊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 円山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 円山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 円山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西大寺一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西大寺一宮〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 宿毛〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町江尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D 粟井〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一K 箕島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 箕島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 箕島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 妹尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 東幸崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町宿奥〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町宿奥〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町宿奥〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町光明谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町菊山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D 河原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 掛畑〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 掛畑〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 掛畑〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 掛畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 掛畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 掛畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 大井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 大井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 大井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 大井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 大井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 大井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇三二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇三〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 粟井〇一四	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D間倉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D間倉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D間倉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D日応寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉備津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉備津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D 瀬戸町肩脊〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町肩脊〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町肩脊〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町江尻〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 下阿知〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 奥市〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢知〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津平岡西〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津平岡西〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 真星〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 間倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 間倉〇〇四	土石流	次の図のとおり

二〇一D瀬戸町肩脊〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町肩脊〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町菊山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町光明谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町光明谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町笹岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町瀬戸〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町寺地〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町寺池〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町森末〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、久米南町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六六三K上神目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K神目中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K下二ヶ〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K下二ヶ〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K南庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K南畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇三	土石流	次の図のとおり

六六三D上神目〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六三D北庄〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六三D安ヶ峠〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第百六十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二〇三K加茂町青柳〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町宇野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町小淵〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町小淵〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町河井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町河井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町倉見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町倉見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町倉見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町黒木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町黒木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町黒木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町桑原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町桑原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町小中原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町下津川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町塔中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町知和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三K加茂町知和〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町戸賀〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町檜井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町檜井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町成安〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町原口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町物見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町物見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町行重〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K一方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K井口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押淵〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押淵〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押淵〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押淵〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小田中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小田中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K川崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K川崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K皿〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K山下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K山下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三K下田邑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K総社〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K高尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K高尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K種〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K種〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K沼〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K野介代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八出〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K横山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K横山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇五	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町倉見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町河井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町河井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町河井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町倉見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町桑原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町桑原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町桑原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町齋野谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町山下〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町山下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町下津川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町下津川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町下津川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町塔中〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町百々〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町中原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町櫛井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町櫛井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町櫛井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町櫛井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町重〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D大谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D小桁〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D小桁〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D小桁〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D押測〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D押測〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D小原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D小原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D金屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D金屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D上田邑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D皿〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D皿〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D皿〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D下田邑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D総社〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D高尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D種〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D種〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D中島〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D平福〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D平福〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D福田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D福田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D横山〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、備前市の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
二二一K麻宇那〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K麻宇那〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K伊里中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K伊里中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K伊里中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K木谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K木谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K木谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K蕃山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K蕃山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K蕃山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K蕃山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一K三石〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K穂浪〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K穂浪〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K穂浪〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K野谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K野谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K野谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K野谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K友延〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K友延〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K友延〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K友延〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K閑谷〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D蕃山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D麻宇那〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D野谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇三一	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二六	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二四	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二三	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D三石〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一九	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一七	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一一	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D八木山〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇四〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三三	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三一	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二三	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第百六十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条の規定により、美咲町の区域内において土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定を解除する 区域
六六六K江与味〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K北〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K西川上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K西川上〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西垪和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東垪和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東垪和〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K上間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K百々〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D安井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K行信〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K行信〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K吉留〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇九	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一二	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一四	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D西川上〇二五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二三	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一六	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一三	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一一	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇九	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D中〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D西川上〇二六	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二七	土石流	次の図のとおり
六六六D西垪和〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D南〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D南〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D上間〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D百々〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D百々〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D安井〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇二	土石流	次の図のとおり

六六六D行信〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
	二〇一K栗井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K栗井〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大内田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二〇一K大内田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一 K掛畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K掛畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K掛畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K掛畑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K掛畑〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K掛畑〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K掛畑〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K掛畑〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K川入〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K川入〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K河原〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K吉備津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K吉備津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K吉備津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K苔山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K庄田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K津島福居二丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一 K 津島本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 津島本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 津島本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 西山内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 西山内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 西山内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 西山内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 東山内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 間倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 間倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 間倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 真星〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津石上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津石上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津石上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 御津石上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K国富〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御成町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御成町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K奥市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K網浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢知〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津平岡西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津伊田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町江尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 宿毛〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西大寺一宮〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西大寺一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 円山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 円山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 円山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 福泊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 東山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 沢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 沢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 沢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D栗井〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東幸崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町宿奥〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町宿奥〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町宿奥〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町光明谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町菊山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町光明谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町肩脊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D掛畑〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇三一	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇三〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二九	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二八	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二七	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二六	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一九	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D間倉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D日応寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉備津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉備津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇六	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D 瀬戸町江尻〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 瀬戸町肩脊〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 下阿知〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 奥市〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津矢知〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津平岡西〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津平岡西〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津中畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津新庄〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津伊田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 御津石上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D 真星〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D 間倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D 間倉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D 間倉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D 間倉〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域及び法 第九条第二項括弧 書に規定する土砂 災害警戒区域等に おける土砂災害防 止対策の推進に関 する法律施行令 (平成十三年政令
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇九	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇二	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇四	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇五	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇六	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇七	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町瀬戸〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町寺地〇〇一	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町寺池〇〇三	土石流	次の図のとおり	
二〇一D瀬戸町森末〇〇一	土石流	次の図のとおり	

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K栗井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K栗井〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大内田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K大内田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K掛畑〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一 K 掛畑〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 川入〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 川入〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 河原〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 吉備津〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 吉備津〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 吉備津〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 苔山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 庄田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 津島福居二丁目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 津島本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 津島本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 津島本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一 K 富吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K西山内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西山内〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西山内〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K西山内〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東山内〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K間倉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K間倉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K間倉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K真星〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津石上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津伊田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津中畑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津平岡西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢知〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K御津矢知〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御津矢原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K網浜〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K奥市〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御成町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K御成町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田文化町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K門田本町〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K国富〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K沢田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K沢田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K沢田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K福泊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K円山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一K 円山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 円山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 湊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 海吉〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西大寺一宮〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 西大寺一宮〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 宿毛〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町江尻〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K 瀬戸町肩脊〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D栗井〇一八	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一七	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一六	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一五	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一四	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K箕島〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K妹尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K東幸崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町宿奥〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町宿奥〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町宿奥〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町光明谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇一K瀬戸町菊山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D河原〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D掛畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D大井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇三一	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇三〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二九	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二八	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二七	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二六	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二四	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二三	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二二	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二一	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇二〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D栗井〇〇一九	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D御津石上〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D真星〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D間倉〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D間倉〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D間倉〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D間倉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D間倉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D東山内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D日応寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D西山内〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D富吉〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D苔山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉備津〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D吉備津〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D河原〇〇七	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇一D瀬戸町菊山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町観音寺〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町肩脊〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町江尻〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D下阿知〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D奥市〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津矢原〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津矢知〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津平岡西〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津平岡西〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津中畑〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津中畑〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津中畑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津新庄〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津新庄〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津新庄〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津新庄〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津伊田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D御津石上〇〇三	土石流	次の図のとおり

二〇一D瀬戸町光明谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町光明谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町笹岡〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町宿奥〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町瀬戸〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町寺地〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町寺池〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇一D瀬戸町森末〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、久米南町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六六三K上神目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K神目中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K下二ヶ〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K下二ヶ〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K南庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K南畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
六六三D上神目〇〇二	土石流	次	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇三	土石流	次	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇五	土石流	次	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇六	土石流	次	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇八	土石流	次	次の図のとおり
六六三D上神目〇一〇	土石流	次	次の図のとおり
六六三D北庄〇〇一	土石流	次	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇一	土石流	次	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇二	土石流	次	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇三	土石流	次	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇四	土石流	次	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇六	土石流	次	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇七	土石流	次	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇八	土石流	次	次の図のとおり
六六三D安ヶ峠〇〇一	土石流	次	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇二	急傾斜地の崩壊	次	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇三	急傾斜地の崩壊	次	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六三D神目中〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六三D神目中〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六三D北庄〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六三D上神目〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六三K南畑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K南庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K下二ヶ〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K下二ヶ〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K神目中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K北庄〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上靱〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上靱〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六三K上神目〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

六六三D神目中〇〇八

土石流

次の図のとおり

六六三D安ヶ岬〇〇一

土石流

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第七十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、津山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
二〇三K加茂町青柳〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町青柳〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町宇野〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町小淵〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町小淵〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町河井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町河井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町倉見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町倉見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町倉見〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町黒木〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町黒木〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町黒木〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町桑原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町桑原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町小中原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町下津川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三K加茂町塔中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町知和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町知和〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町戸賀〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町檜井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町檜井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町成安〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町原口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町物見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町物見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町行重〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K一方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K井口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小田中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小田中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K川崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K川崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K皿〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K山下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K山下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三K下田邑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K総社〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K高尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K高尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K種〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K種〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K沼〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K野介代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八出〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K横山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K横山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇三	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町青柳〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町河井〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町河井〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町河井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町河井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一三	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町下津川〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町塔中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町百々〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町中原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町重〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D 加茂町行重〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町行重〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 加茂町行重〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 大谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 小桁〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 小桁〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 小桁〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 押測〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 押測〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 小原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 小原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 金屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 金屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 上田邑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 荒神山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 荒神山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 荒神山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 皿〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 皿〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D 皿〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 下田邑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 総社〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 高尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D 種〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 種〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D 中島〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 平福〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 平福〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D 福田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D 福田〇〇三	土石流	次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

二〇三D横山〇〇一

土石流

次の図のとおり

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法
第九条第二項括弧
書に規定する土砂
災害警戒区域等に
おける土砂災害防
止対策の推進に関
する法律施行令
(平成十三年政令
第八十四号)で定
める衝撃に関する
事項

二〇三K加茂町青柳〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町青柳〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町青柳〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町青柳〇〇四

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町青柳〇〇五

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町宇野〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町小淵〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町小淵〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町河井〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町河井〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町倉見〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町倉見〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町倉見〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町黒木〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町黒木〇〇二

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町黒木〇〇三

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二〇三K加茂町桑原〇〇一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三K加茂町桑原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町小中原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町下津川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町塔中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町知和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町知和〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町戸賀〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町檜井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町檜井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町成安〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町原口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町物見〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町物見〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K加茂町行重〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K一方〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K井口〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K押漕〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小田中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小田中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小原〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K小原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K上田邑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K川崎〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K川崎〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K皿〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三K山下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K山下〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K下田邑〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K総社〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K高尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K高尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K種〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K種〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K沼〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K野介代〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K林田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K福田〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K八出〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二〇三K横山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町青柳〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町青柳〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町宇野〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町小渕〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一〇	土石流	次の図のとおり

急傾斜地の崩壊

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町公郷〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町公郷〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町倉見〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一〇	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町黒木〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町桑原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町桑原〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町齊野谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町山下〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町山下〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町下津川〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町下津川〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町塔中〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町百々〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町戸賀〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町中原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町檜井〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町成安〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町原口〇〇九	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇六	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇七	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇八	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二〇三D加茂町物見〇一二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町物見〇一三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町行重〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町行重〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町行重〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D加茂町行重〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D大谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D小桁〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D小桁〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D小桁〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D押測〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D押測〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D小原〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D小原〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D金屋〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D金屋〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D上田邑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D荒神山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D皿〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D皿〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D皿〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D皿〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D下田邑〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D総社〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D高尾〇〇五	土石流	次の図のとおり
二〇三D種〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D種〇〇四	土石流	次の図のとおり
二〇三D中島〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D平福〇〇一	土石流	次の図のとおり

二〇三D平福〇〇二	土石流	次の図のとおり
二〇三D福田〇〇一	土石流	次の図のとおり
二〇三D福田〇〇三	土石流	次の図のとおり
二〇三D横山〇〇一	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第七十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、備前市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域	箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域
	二二一 K 麻宇那〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 麻宇那〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 伊里中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 伊里中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 伊里中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 木谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 木谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 木谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 蕃山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 蕃山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 蕃山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 蕃山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二二一 K 閑谷〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一 K 三石〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D蕃山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D麻宇那〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D野谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇三一	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二六	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二四	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二三	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D三石〇一八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一九	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一七	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇九	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D八木山〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇四〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三三	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三一	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二三	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一九	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一 K 三石〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 三石〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 穂浪〇〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 野谷〇〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 友延〇〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一 K 閑谷〇〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D伊里中〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D伊里中〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D麻宇那〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K八木山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
二二一K三石〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D野谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D友延〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇三一	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二六	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二四	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇二三	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D閑谷〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一五	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一四	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D蕃山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D木谷〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D三石〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一九	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一七	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一三	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇六	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇三	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D穂浪〇〇一	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一二	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一一	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇一〇	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D野谷〇〇四	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

二二一D八木山〇〇九	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇八	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇七	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇五	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇四	土石流	次の図のとおり
二二一D八木山〇〇二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇四〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三三	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三二	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三一	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇三〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二五	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二四	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二三	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇二〇	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一九	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一八	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一七	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一六	土石流	次の図のとおり
二二一D三石〇一四	土石流	次の図のとおり

二一D八木山〇一〇	土石流	次の図のとおり
二一D八木山〇一一	土石流	次の図のとおり
二一D八木山〇一二	土石流	次の図のとおり
二一D八木山〇一三	土石流	次の図のとおり
二一D八木山〇一四	土石流	次の図のとおり
二一D八木山〇一六	土石流	次の図のとおり
二一D八木山〇一七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、美咲町の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類	指定の区域
六六六K江与味〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K江与味〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K西川上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K西川上〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西垺和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東垺和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東垺和〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K上間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K百々〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D里〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一四	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一二	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇九	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六K吉留〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K行信〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K行信〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D西川上〇二三	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一六	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一三	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一一	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇九	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D中〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇一	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D西川上〇二四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二六	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二七	土石流	次の図のとおり
六六六D西埴和〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D南〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D南〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D上間〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D百々〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D百々〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D安井〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

箇所番号	土砂災害特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	指定の区域及び法第九条第二項括弧書に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める衝撃に関する事項
六六六D行信〇〇一	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六D行信〇〇二	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六D行信〇〇三	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六D行信〇〇四	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六D行信〇〇五	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六D行信〇〇六	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六D行信〇〇七	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
六六六K江与味〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K江与味〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K江与味〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K北〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K小山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K里〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K西川上〇一六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K中〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K栃原〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K西川上〇一七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇一九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇二九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西川上〇三七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K西併和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東併和〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K東併和〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K南〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K南〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K上間〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K惣田〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇七	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇八	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇〇九	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一〇	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K百々〇一三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K羽仁〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田上〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K藤田下〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六K松尾〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K松尾〇〇四	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K宮山〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇五	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K安井〇〇六	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K休石〇〇三	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K行信〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K行信〇〇二	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六K吉留〇〇一	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇〇九	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一二	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一三	土石流	次の図のとおり
六六六D江与味〇一四	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇二	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D北〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D北〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D小山〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D里〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D栃原〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D中〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D中〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇八	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇〇九	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一一	土石流	次の図のとおり

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

六六六D西川上〇一二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一三	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一六	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇一七	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二〇	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二二	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二三	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二四	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二五	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二六	土石流	次の図のとおり
六六六D西川上〇二七	土石流	次の図のとおり
六六六D西埴和〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D南〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D南〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D上間〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D塩気〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D百々〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D百々〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D羽仁〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田上〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇三	土石流	次の図のとおり

六六六D藤田下〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D藤田下〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D松尾〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D安井〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D休石〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇一	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇二	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇三	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇四	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇五	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇六	土石流	次の図のとおり
六六六D行信〇〇七	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県美作県民局建設部建設企画課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、津山広域都市計画下水道事業津山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
津山広域都市計画下 水道事業 津山公共下水道			昭和五十三年三月七日 から 平成三十七年三月三十 一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

◎岡山県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業浅口市公共下水道及び鴨方都市計画下水道事業浅口市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
浅口市	岡山県南広域都市計画下水道事業 浅口市公共下水道	平成六年三月一日から 平成三十六年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし
浅口市	鴨方都市計画下水道事業 浅口市公共下水道	平成七年三月十七日から 平成三十六年三月三十一日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 該当なし

◎岡山県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、鴨方都市計画下水道事業里庄町公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

里庄町	施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業 業 地
	鴨方都市計画下水道 事業	里庄町公共下水道	平成十二年七月七日か ら 平成三十八年三月三十 一日まで	収用の部分 なし 使用の部分 なし

〔二三三〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成三十一年三月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人元気交流クラブだけのこの家

三 代表者の氏名

澤 陽子

四 主たる事務所の所在地

赤磐市桜が丘東四丁目四番地の四六七

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもと高齢者に対して子どもと高齢者の統合ケア事業を行い、子育ての支援や高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、地域の自発的コミュニティの形成に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類

〔一三四〕家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から、現在交付している種畜証明書のうちその有効期間内に独立行政法人家畜改良センターが平成三十一年度定期種畜検査を行うことができないものについて、その有効期間を六箇月以内に限り延長する旨の通報を受けた。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

平成31年3月29日 岡山県公報 第12080号

〔二三五〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の就任の届出があつた。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 就任役員

就任役員

氏 名

森藤大五郎

住 所

岡山市南区藤田七五

理事監

事の別

監事

〔一三六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正、国土広域情報 修正）	測量の種類
平成三十一年四月一日から平 成三十二年三月三十一日まで	測量期間

〔一三七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町東川面字迎田六五二一一、六五三―四、六五六―一、六五七―一、
六五八―四、六六〇―一、六六一―一、六六二―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八

矢掛町土地開発公社

理事長 山野 通彦

三 許可番号

岡山県指令建指第一二九号

〔一三八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小田郡矢掛町東川面字迎田六五二一一、六五三―四、六五六―一、六五七―一、
六五八―四、六六〇―一、六六一―一、六六二―一

二 公共施設の種別

道路、公園、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において
閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

小田郡矢掛町矢掛三〇一八

矢掛町土地開発公社

理事長 山野 通彦

五 許可番号

岡山県指令建指第一二九号